

答 申

**第1 審査会の結論**

高知県警察本部長は、「被疑者が取調べ中にメモをとることについて（事務連絡）」中の「3 今後の対応等」欄の非開示部分及び「刑事指導通報（第20号）」中の非開示部分については、開示すべきである。なお、「質疑照会・回答」中の「回答」欄の「1 結論」、「2 理由」及び「3 参考」の各欄の非開示部分並びに「●●被疑者のメモ取りに関する質疑について」中の「事案」欄の最後の2行の非開示部分並びに「2 当課の意見」欄の3段落目及び5段落目の非開示部分について非開示としたことは、妥当である。

**第2 本件審査請求の趣旨**

審査請求人は、審査請求人が令和6年5月22日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づいて行った「令和6年5月15日付けで弁護士Aが高知県南警察署に対して送付した、取調べ中のメモ取り要請について、高知県警内で協議検討した際の内部通達等の資料すべて」の開示請求に対して、高知県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和6年6月6日付けで行った「質疑照会・回答」、「被疑者が取調べ中にメモをとることについて（事務連絡）」、「別添 東京高等裁判所 平成15年10月22日判決 平成15年（ネ）第2442号 損害賠償請求控訴事件（抜粋）」、「刑事指導通報（第20号）」、「●●被疑者のメモ取りに関する質疑について」、「ご連絡」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）について、高知県公安委員会に対し審査請求を行った。

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定を取消し、本件公文書のうち以下の部分の開示を求めるというものである。

- 1 「質疑照会・回答」（以下「本件公文書1」という。）中の「1 結論」、「2 理由」及び「3 参考」欄の非開示部分
- 2 「被疑者が取調べ中にメモをとることについて（事務連絡）」（以下「本件公文書2」という。）中の「3 今後の対応等」の非開示部分
- 3 「刑事指導通報（第20号）」（以下「本件公文書3」という。）中の非開示部分
- 4 「●●被疑者のメモ取りに関する質疑について」（以下「本件公文書4」という。）中の条例第6条第1項第5号に該当するとして非開示とした部分

**第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等**

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は以下のとおりである。

**1 本件公文書について**

**（1）作成の根拠**

本件公文書のうち、「ご連絡」を除く文書は、「ご連絡」の個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れについて、県警察本

部内で検討した記録及びその資料である。

## (2) 本件公文書の記載事項

### ア 質疑照会・回答

個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れについて、県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）での検討内容、それに基づき組織決定された県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）による方針が記載されている。

### イ 被疑者が取調べ中にメモをとることについて（事務連絡）

個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れについて、刑事企画課での検討に使用された捜査第一課長名の事務連絡で、被疑者が取調べ中にメモをとることに関する損害賠償請求控訴事件の判決の内容等が記載されている。

### ウ 別添「東京高等裁判所 平成 15 年 10 月 22 日判決 平成 15 年(ネ)第 2442 号 損害賠償請求控訴事件(抜粋)」

前記イの添付資料で被疑者が取調べ中にメモをとることに関する損害賠償請求控訴事件の判決の内容等が記載されている。

### エ 刑事指導通報(第 20 号)

個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れについて、刑事企画課での検討に使用した警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長名の事務連絡で、被疑者取調べ中にメモをとることに関する損害賠償請求控訴事件の判決の内容等が記載されている。

### オ ●●被疑者のメモ取りに関する質疑について

個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れについて、生活安全企画課での検討結果が記載されている。

### カ ご連絡

事件捜査担当所属に対する個別事件における被疑者取調べに関する当該事件被疑者の弁護人からの申入れが記載されている。

## (3) 本件公文書の記載事項について、法令等で公開又は非公開に関する規定等

条例第 6 条第 1 項において、実施機関は条例に基づく開示の請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対して当該公文書を開示しなければならないとされている。

### ア 第 6 条第 1 項第 5 号(犯罪の予防・捜査等に関する情報)

条例第 6 条第 1 項第 5 号は、非開示とする犯罪の予防・捜査等に関する情報（以下「犯罪捜査情報」という。）について、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているところ、高知県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によると、

(ア) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいう。

(イ) 「その他の公共安全と秩序の維持」には、開示することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告

人の留置・勾留に関する施設の保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。

(ウ) 「支障を生ずるおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持するための警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。

(エ) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、この号(第6条第1項第5号)に規定する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(相当の理由があるか)否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りにした。

とされている。

イ 第6条第1項第7号(事務事業に関する情報)

条例第6条第1項第7号は、非開示とする事務事業に関する情報について、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの」として、

(ア) 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの

(イ) 省略(開示又は非開示判断への適用なし)

(ウ) 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

と規定しているところ、解釈運用基準によると、

a 「明らかなもの」とは、(ア)、(イ)、(ウ)の規定に該当することが明白であること、言い換えれば「実施の目的が失われ、又は著しい支障を生ずる」、「不当に阻害される」、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」ことが客観的に明白でなければならず、単におそれがあるというだけではこの号を適用することはできない。

b (ア)に例示されている事務事業は、代表的なものの列挙であり、「その他全ての事務事業」とは、実施機関又は国等が行う全ての事務事業をいい、組織、人事、財産管理等いわゆる内部管理に関する事務事業を含む。

c 「公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」とは、開示することで、「反復継続する同種の事務事業の公正又は適正な執行を困難にするもの」、「経費が著しく増大し、又は実施時期が大幅に遅れるなど事務事業が著しく混乱するもの」、「特定の者に不当な利益若しくは不利益を与え、又は県民全体の利益を損なうもの」のような情報をいう。

とされている。

## 2 非開示理由該当性について

犯罪捜査において、適正な取調べによって被疑者から供述を得ることは極めて重要であり、事案の真相を明らかにし、刑罰法令の適正かつ迅速な適用を実現する上で、被疑者の取調べは必要不可欠である。

前記1(1)に記載のとおり、本件公文書は、個別事件の被疑者取調べに関する方針検討に用いた資料又はその検討結果等の記録であり、その結果は、当該事件に係る犯罪捜査情報である。また、請求人自身も「非開示部分が開示されることで、取調べにあたってメモの持込みを要望する被疑者が増えるかもしれない」と主張してその可能性を示唆しているところ、個別事件に係る犯罪捜査情報を開示して、同様の要望が増加すれば、結果として、その要望一つ一つに対して個別に捜査方針を検討する必要性に迫られ、限られた時間及び体制で行う犯罪捜査への著しい支障は必至である。

また、都道府県警察、警察庁の関係性について、執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教養訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担い、警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下に、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。請求人は「公開したところで、警察庁と高知県警察との信頼関係等に支障が生じる事態は想定されない。」と主張するが、警察庁において公開か否かの判断が下されていない状況の中、県警察の判断で公開することは、同庁との協力関係又は信頼関係を著しく損ない、今後、反復継続する同種事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることは明らかである。

加えて、その文書が全国警察に送付されていることを鑑みれば、他の都道府県警察との協力関係や信頼関係を損なう懸念もある。

個別理由は次のとおりである。

### (1) 本件公文書1のうち、「回答」欄の「結論」欄及び「理由」欄の非開示部分

非開示部分には、弁護人からの個別事件の被疑者取調べに関する申入れについて、刑事企画課で検討された結論及びその結論に至る詳細な理由を記載しており、これらに基づき、生活安全企画課により捜査方針が決定されているもので、開示することにより犯罪の捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあり、非開示とした。

### (2) 本件公文書1のうち、「(2) 警察庁刑事局刑事企画課への確認」欄の非開示部分

非開示部分には、刑事企画課から個別事件の取調べに関する問合せに対し、警察庁刑事局刑事企画課の方針や指示事項に関する回答が記載されており、同庁において公開か否かの判断が下されていない状況での公開は、同庁との協力関係又は信頼関係を著しく損ない、また反復継続する同種事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであり、非開示とした。

### (3) 本件公文書2のうち、「3 今後の対応等」欄の非開示部分

非開示部分には、当時、警察庁からの文書連絡を受け、捜査第一課長名で示達した取調べに関する犯罪捜査情報が記載されており、当該部分の公開か否かの判断は、本件公文書3の判断と直結すると認めるところ、開示することにより犯罪の捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあり、また同庁

において公開か否かの判断が下されていない状況での公開は、同庁との協力関係又は信頼関係を著しく損なう上、反復継続する同種事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであり、非開示とした。

#### **(4) 本件公文書3の非開示部分**

非開示部分には、当時、警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長名で都道府県警察等の取調べ担当課長宛に連絡された取調べに関する犯罪捜査情報が記載されており、開示することにより犯罪の捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあり、また同庁において公開か否かの判断が下されていない状況での公開は、同庁との協力関係又は信頼関係を著しく損なう上、反復継続する同種事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであり、非開示とした。

#### **(5) 本件公文書4のうち、条例第6条第1項第5号に基づいて非開示としている部分(「事案」欄の9行目から10行目及び「2 当課の意見」欄の7行目から16行目の非開示部分)**

非開示部分には、弁護士からの個別事件の被疑者取調べに関する申入れについて、捜査状況を踏まえた生活安全企画課での検討結果を記載しており、開示することにより犯罪の捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあり、非開示とした。

### **第4 審査請求人の主張**

審査請求人が審査請求書で主張している内容は、以下のとおりである。

#### **1 審査請求の理由**

##### **(1) 事案の概要**

本件は、刑事事件の刑事弁護人が、被疑者と共に取調べに同行の上、取調べの準立会い(取調べ室近くで待機し、適宜、被疑者に対してアドバイスを行う弁護活動)を行った。

これに先立ち、当該弁護人は、本開示文書に含まれる「ご連絡」を作成し高知南警察署に、取調べにおいて被疑者がメモを持込むよう求めた。

そして、取調べ当日、高知南警察署の生活安全課担当警察官が、本件審査請求の対象となる文書を読み上げ、被疑者に対するメモの持込みを禁じた。

後日、審査請求人が、当該文書の文書開示請求を行ったところ、原処分のおり、文書の一部が非開示となった。

そこで、非開示部分に審査請求を求めた次第である。

なお、非開示を争う部分と争わない部分があり、下記では争う部分を取上げ、審査請求の理由を述べる。

#### **2 審査請求の対象及び理由**

##### **(1) 本件公文書1の「回答」欄の「1 結論」欄及び「2 理由」欄の非開示部分**

ア 原決定は、当該部分の非開示理由として犯罪捜査等に関する情報が記載されており、開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがある、とする。

イ しかし、非開示部分は、被疑者の取調べ室におけるメモ取りの可否について述べるものであり、その理由及び結論部分に対象となる被疑事件の事実関

係や捜査情報を含んでいない。個別事件中の具体的な事情や対象となる被疑事件の捜査情報等は一切含まない。

この点、審査請求人においては、弁護人が取調べへの立会いを求めた際の警察の対応指針について別件の文書開示請求を行ったところ、令和3年5月24日付指導連絡が全文開示された。

この指導連絡において記載されている、取調べへの立会いの可否の結論、理由部分も、上記非開示部分同様に、個別的な事件の捜査情報や事実関係を含んでいない(だからこそ、非開示ではなかったといえる)。

したがって、非開示部分の結論及び理由部分については「犯罪捜査等に関する情報が記載されている」とはいえない。

ウ 仮に犯罪捜査等に関する情報であったとしても、メモ取りの可否についての高知県警又は高知南警察署の対応指針が明らかになったところで、これが開示することで公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとはいえない。

非開示部分が開示されることで、取調べにあたってメモの持込みを要望する被疑者が増えるかもしれない。しかし、法務大臣が衆議院法務委員会において取調べ中のメモ取りを認める旨の発言をしているとおり、それは、被疑者にとって当然の権利行使であり、これに関する高知県警察の対応指針が明らかになったとて、公共安全や秩序維持に支障を来すとの相当理由がない。

エ この点、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)では、2018年4月13日付けで「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」を取りまとめ、法務大臣に提出し、2019年10月4日に開催された第62回人権擁護大会において、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言―取調べへの立会いが刑事司法を変える」を採択している。そして、今現在も、日弁連の取調べ立会い実現委員会では、全国各地で取調べ立会いに向けた活動や捜査機関が行う取調べの実態調査等をしている。

そして、令和6年3月13日付衆議院法務委員会において法務大臣が取調べ中のメモ取りを認めた旨の発言以後、取調べで準立会いを行った弁護士が、取調べ中のメモ取りを要望したところ、これが認められた旨の事例報告が同委員会に複数寄せられている。

オ 以上から、当該非開示部分は条例第6条第1項第5号該当性を満たさない。

## **(2) 本件公文書1の「3 参考」欄の「(2) 警察庁刑事局刑事企画課への確認」欄の非開示部分」及び本件公文書2の「3 今後の対応等」欄の非開示部分**

ア 原決定は、当該部分は条例第6条第1項第7号に基づいて非開示とする。

イ 当該部分においても、具体的な個別事件の事実関係や捜査情報が含まれるものではなく、単なる一般的な指針を回答しているに過ぎない。これを公開したところで、警察庁と高知県警察との信頼関係等に支障が生じず、将来的に高知県警察への照会につき、警察庁が回答を拒否する等との事態になることは想定されない。

また、当該部分は、警察庁が公表を禁じる旨を明示しているものでもなく、また開示しないとの約束がなされたものではない。

ウ したがって、この非開示部分についても条例第6条第1項第7号には該当しない。

### (3) 本件公文書3の非開示部分

ア 当該文書は、警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長が発出した文書であり、個別的な事件情報が含まれるものではなく、単に、メモ取りについての一般準則が記載されているものである。

イ そうすると、上記で述べたとおり、条例第6条第1項第5号及び第7号該当性はない。

### (4) 本件公文書4のうち条例第6条第1項第5号に基づいて非開示としている部分

ア これら部分についても、当該被疑者の個人情報や、事実関係、被疑事件に関する捜査対応や指針が記載されているものではなく、上記同様にそもそも、「犯罪捜査に関する情報」ではない。

イ 仮に犯罪捜査情報だとしても、メモ取りについての一般的な質問事項や法務大臣答弁に対する質問事項が記載されているにすぎず、これが公開されたところで公共の安全や秩序維持に支障を生じるおそれはない。

ウ したがって、この部分も条例第6条第1項第5号該当性はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

個別事件の被疑者の弁護人から、高知南警察署に対し、令和6年3月13日衆議院法務委員会において小泉龍司法務大臣が取調べでのメモ取りを禁止していない旨の答弁をしたことを挙げて、取調べ当日に被疑者がメモ及びボールペンを持参し取調べ中のメモ取りをすることについての申入れ(以下「本件申入れ」という。)があった。本件公文書は、本件申入れについて、高知県警察本部内で検討した記録及びその資料である。

実施機関は、審査請求人が開示を求める本件公文書1から4までの非開示部分について、条例第5号又は第7号ア若しくはウに該当すると主張しているので、以下検討する。

### 2 条例第6条第1項第5号又は第7号ア若しくはウ該当性について

条例第6条第1項第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、非開示とすることを定めている。

条例第6条第1項第7号アは、県又は国等が行う事務事業に関する情報であつて、「監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」については、非開示とすることを定めている。

条例第6条第1項第7号ウは、県又は国等が行う事務事業に関する情報であつて、「法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの」については、

非開示とすることを定めている。

#### **(1) 本件公文書1及び4について**

本件申入れについて、高知県警察本部においてまず生活安全企画課で検討した後、さらに刑事企画課で検討した上、高知南警察署から回答した。

本件公文書4は、「●●被疑者のメモ取りに関する質疑について」と題する文書であり、本件申入れの概要及び本件申入れについての生活安全企画課での検討結果が記載されている。これは、「事案」、「1 質疑」、「2 当課の意見」の各欄から構成され、このうち「事案」欄の最後の2行の一部及び「2 当課の意見」欄の3段落目及び5段落目の一部について非開示とされている。

本件公文書1は、「質疑照会・回答」と題する文書であり、本件申入れに関する生活安全企画課からの刑事企画課への質疑の概要及び本件申入れについての刑事企画課での検討結果である生活安全企画課への刑事企画課の回答内容が記載されている。これは、「質疑」と「回答」の各欄から構成され、「回答」欄は、「1 結論」、「2 理由」、「3 参考」の各欄から構成されている。このうち、「回答」欄の「1 結論」欄の一部及び「2 理由」欄の全部並びに「3 参考」欄の「(2) 警察庁刑事局刑事企画課への確認」欄の一部について非開示とされている。

まず、本件公文書4中の「事案」及び「2 当課の意見」の各欄の当該非開示部分並びに本件公文書1中の「回答」欄の「1 結論」及び「2 理由」の各欄の当該非開示部分は、いずれも個別事件の犯罪捜査に係る被疑者の取調べに関する本件申入れに対し回答するに当たって、その前段階として警察本部の担当課内部において協議・検討した内容を記載したものである。このような個別事件の犯罪捜査における個々の方針決定に係る協議・検討の内容まで開示されることとなれば、当該犯罪捜査に支障を生ずることは十分推測される。それゆえ、当該非開示部分について条例第6条第1項第5号に該当するとした実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

また、本件公文書1中の「3 参考」欄の「(2) 警察庁刑事局刑事企画課への確認」欄の当該非開示部分は、高知県警察からの個別事件の被疑者取調べに関する問合せに対する警察庁刑事局刑事企画課の方針や指示事項に関する同課からの回答の内容を記載したものである。この非開示部分は、個別事件の被疑者取調べに関する高知県警察と警察庁の担当者間での電話による照会内容を記載したものであり、これが開示されれば、今後の高知県警察と警察庁との間での情報共有の円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる。それゆえ、当該非開示部分は、条例第6条第1項第7号アに該当する。

したがって、本件公文書1中の「1 結論」、「2 理由」及び「3 参考」の各欄の当該非開示部分並びに本件公文書4中の「事案」及び「2 当課の意見」の各欄の当該非開示部分について非開示としたことは、妥当である。

#### **(2) 本件公文書2及び3について**

本件公文書2及び3は、本件申入れについて刑事企画課での検討に使用された資料である。

本件公文書3は、「刑事指導通報（第20号）～被疑者が取調べ中にメモを取るについて～」と題する文書であり、警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長名で各管区警察局広域調整部広域調整第一課長、警視庁刑事部刑事総務課長、各道府県警察本部刑事部庶務担当課長、各方面本部捜査課長宛に発出された「事務連絡」である。これは、被疑者が取調べを受けるに際し、留置担当官から領置

されていたノート及び筆記具の持ち出し申請を拒否され、被疑者が損害賠償を求めた事案の控訴審判決である東京高等裁判所平成15年10月22日判決について、本判決の内容を記載した部分と非開示とされた部分（2段落）から構成されている。

本件公文書2は、「被疑者が取調べ中にメモをとることについて（事務連絡）」と題する文書であり、これは、警察庁からの本件公文書3の事務連絡を受けて高知県警察本部の捜査第一課長名で高知県警察の所属長宛に発出された事務連絡である。これは、「1 問題となった事案」及び「2 控訴審判決の内容」の各欄の前記東京高等裁判所判決の内容を記載した部分と、「3 今後の対応等」欄の非開示とされた部分（2段落）から構成されている。

本件公文書3中の非開示部分と本件公文書2中の「3 今後の対応等」欄の非開示部分は同一内容であり、実施機関は、当該非開示部分は条例第6条第1号第5号並びに第7号ア及びウに該当すると主張している。

当該非開示部分は、①被疑者取調べをめぐる事実状況を記載した部分（本件公文書3においては当該非開示部分の2段落目の4行目の30文字目まで、本件公文書2においては当該非開示部分の2段落目の5行目の12文字目まで）と②取調べにおける被疑者からのメモ取り要請への今後の対応を記載した部分（本件公文書3においては当該非開示部分の1段落目及び2段落目の4行目の31文字目以降、本件公文書2においては当該非開示部分の1段落目及び2段落目の5行目の13文字目以降）から構成されている。

本件公文書3中の①の事実状況を記載した部分については、一般に知られている事実の記載にすぎず、条例第6条第1項第5号並びに第7号ア及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

また、本件公文書3は、警察庁から全国の警察の取調べ担当者に周知するために発出された一般的な事務連絡の形式によるものであり、かつ、②の今後の対応を記載した部分の内容も、被疑者の取調べ中のメモ取りに関する警察庁の一般的な対応指針を記載するとどまるものであるから、同文書中の②の今後の対応を記載した部分が犯罪捜査に支障を生ずるおそれのある情報であるとは到底いえるものではない。実施機関は、当該非開示部分が開示されることで、メモの持込みの要望が増加し、その要望一つ一つに対して個別に検討する必要性に迫られ、限られた時間及び体制で行う犯罪捜査に著しい支障が生じると主張している。しかしながら、実施機関の主張するような犯罪捜査への支障が仮に生じるとしても、それは警察庁の対応指針に適正に従って犯罪捜査が行われた結果であって、当該非開示部分の開示とは無関係である。以上の理由から、本件公文書3中の②の今後の対応を記載した部分について、条例第6条第1項第5号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるとは認められない。また、同様の理由で、本件公文書3中の②の非開示部分について、開示することにより警察庁との信頼関係が損なわれ警察庁との情報共有に支障を生ずるとは認められず、条例第6条第1項第7号ア又はウのいずれにも該当しない。

また、本件公文書2は、警察庁からの本件公文書3の事務連絡を受けてその内容を高知県警察の所属長に周知するために発出された事務連絡であり、しかも本件公文書2中の「3 今後の対応等」欄の非開示部分は、本件公文書3中の非開示部分と同一の内容であるから、同様に条例第6条第1項第5号又は第7号ア若しくはウのいずれにも該当しない。

したがって、本件公文書2中の「3 今後の対応等」欄の非開示部分及び本件

公文書 3 中の非開示部分については、開示すべきである。

## **第 6 結論**

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和6年11月21日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年5月20日 (令和7年度第2回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年7月10日 (令和7年度第3回第二小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和7年8月15日 (令和7年度第4回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年9月19日 (令和7年度第5回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年10月29日 (令和7年度公文書開示審査会(第2回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和7年10月29日	・答申を行った。